

(案)

新潟市西区役所庁舎整備事業基本計画

平成23年3月

新潟市西区

新潟市西区役所庁舎整備事業 基本計画

目 次

はじめに	1
1. 区役所庁舎整備の背景	2
(1) 新潟市区役所整備検討委員会での検討	2
(2) 西区自治協議会での検討と要望	2
2. 区役所整備の基本的な考え方	3
(1) 西区役所の位置	3
(2) 庁舎等の現況	4
(3) 庁舎等の課題	7
(4) 課題解決の基本的な方向	9
(5) 現在地で整備する理由	10
(6) 公民館・図書館の整備内容	12
3. 目指す区役所の姿	13
(1) 区役所のあり方	13
(2) 目指す区役所の基本方針	14
(3) 基本方針を達成するための具体的な方策	15
4. 施設計画	18
(1) 区役所の全体規模	18
(2) 駐車場・駐輪場の規模	20
(3) 敷地利用計画	21
(4) 庁舎内の各部署の配置	23
5. 事業費と事業スケジュール	24
(1) 概算事業費	24
(2) 想定事業スケジュール	24

はじめに

平成19年4月、新潟市は政令指定都市に移行し、市内に8つの行政区を設け、それぞれに区役所を設置しました。その際、新潟市行政区画審議会での意見を踏まえ、各区役所庁舎には既存建物を活用することとし、これにより西区は旧坂井輪地区事務所に区役所本館を、旧坂井輪地区センターに区役所分館を設置いたしました。

当初から西区役所庁舎は、区役所業務に必要な施設規模や本館と分館に分かれた施設配置などにより、区民サービスや区民との協働という点で課題を抱えていました。また、公民館や図書館など区役所と異なる機能を併設した複合施設であることから、区民の皆様へご不便をお掛けしていました。

このようななか、新潟市は平成19年11月に各区役所の位置や施設規模、老朽度等に伴う区役所整備の基本的な方向を検討するため、有識者による新潟市区役所整備検討委員会を立ち上げ、平成20年10月に「西区役所庁舎は施設状況の面で整備が必要」との結果が出されました。

また、西区自治協議会においても、区役所は区民に身近な施設であることから区役所整備を西区の大きな課題のひとつと捉え、平成21年6月から西区役所庁舎の現状と課題の分析、その解決に向けた方策を検討し、平成22年4月に区民視点に立った区役所整備に関する基本的な考え方がまとめられました。

本基本計画はこれら「新潟市区役所整備検討委員会」の報告書や「西区自治協議会」の基本的な考え方などを参考に検討を加えながら区役所整備の基本的な方針として、さらには設計を行う際の指針として策定したものです。今後、区民の皆様のご理解とご協力をいただきながら区役所庁舎の整備を進めてまいります。

1. 区役所庁舎整備の背景

(1) 新潟市区役所整備検討委員会での検討

平成19年4月、新潟市の政令市移行とともに各区に設置された区役所は、市民との協働や住民サービスの拠点となっています。しかし、区によっては、施設規模や位置、建物の耐震性能に課題があることから、新潟市区役所整備検討委員会では、区役所整備の基本的な方向について、平成19年11月から20年10月までの約1年間にわたり、慎重に検討を進めてきました。

学識経験者や市民で構成された同委員会は、「施設状況」、「交通アクセス」、「安心・安全」の三つの分野それぞれそれぞれの優先順位をつけました。

平成20年11月の新潟市議会全員協議会で、市長は総合的な優先順位については客観的な判断が重要であるとし、検討委員会での採点及び順位を尊重した結果として、今後5年程度の間には整備を優先する第一グループに、東区役所、西区役所、北区役所を位置づけることを表明しました。

(2) 西区自治協議会での検討と要望

西区役所庁舎の整備は区民1人ひとりにとりましても身近で非常に関心の高いものであることから、自治協議会では大きな課題のひとつとして取り組むこととし、平成21年6月から精力的に検討を重ねました。

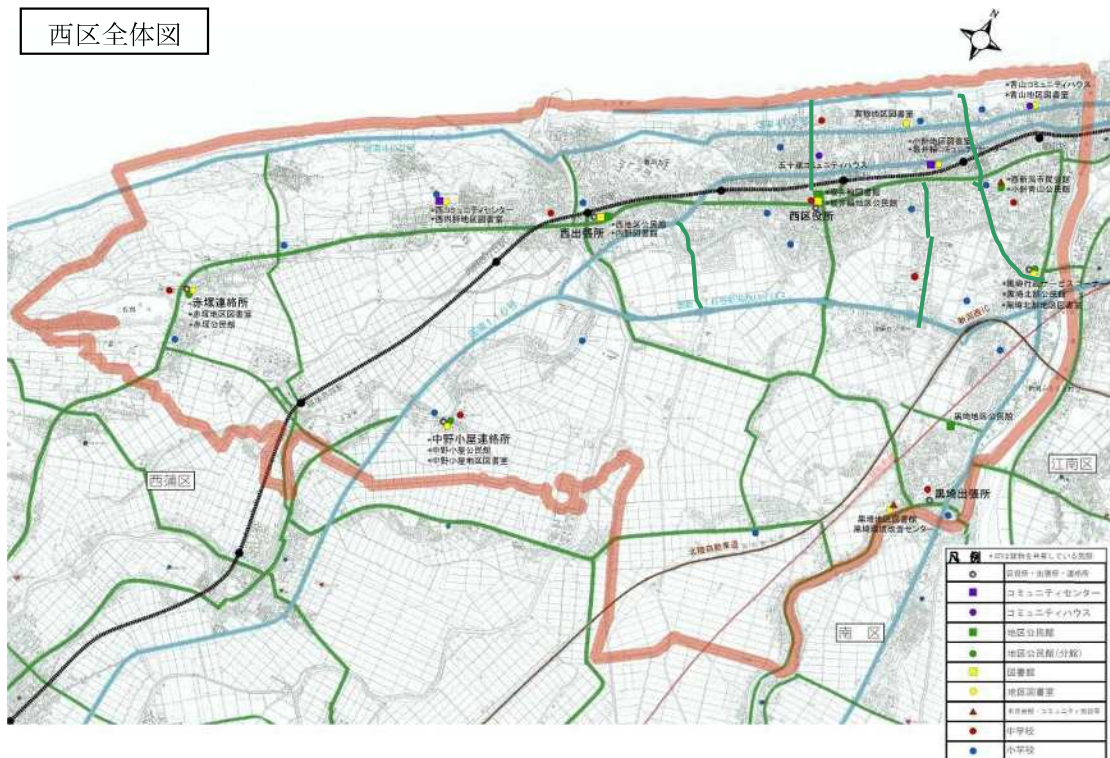
その中では、区役所庁舎の現状と課題を分析し、その解決に向けた整備の方策を議論しました。またこれと併せ、区民の区役所整備についての考え方の傾向を把握するため、コミュニティ協議会ごとの説明会やアンケートを実施したところです。

アンケートでは2万世帯を越える回答が寄せられ、大きく分けて「現在地での整備」を選択した回答が半数近くに上りました。

これら区民の声を踏まえ、さらにさまざまな観点から検討を加えたうえで、自治協議会としての「西区役所庁舎の整備に関する基本的な考え方」をまとめ「西区役所庁舎は現在地での整備とする」、「現在地での整備においては、分散している区役所の各組織を同一の建物に集中させること、駐車場は必要台数を確保すること、区役所はもちろん公民館や図書館においても十分な機能が果たせる施設規模とすることなど、現状での課題を解決する方策を講じることが必要である」として平成22年4月に市長に要望書が提出されました。

2. 区役所整備の基本的な考え方

(1) 西区役所の位置



○西区は大きく分けて、「坂井輪」、「西」、「黒埼」の3つの地区で構成され、区内には市の行政庁舎として、坂井輪地区に西区役所、西地区に西出張所、黒埼地区に黒崎出張所、それに西地区に赤塚、中野小屋の2連絡所が設置されています。

○西区役所は、旧新潟市域のなかで青山、小針、坂井輪、内野と連続して形成されている市街地のほぼ中央に位置し、また西区の人口重心[※](坂井東小学校付近)からほど近い場所にあります。

[※] 人口重心：ある地域について、その地域に住んでいる全ての人が同じ体重を持つと仮定して、その地域を支えることができる点(重心)のこと

(2) 庁舎等の現況

① 庁舎の現況



- 西区役所の庁舎は、本館と分館に分かれており、本館は坂井輪健康センターと、分館は坂井輪地区公民館と坂井輪図書館との複合施設となっています。
 - 本館と分館は、県道を挟んで立地し、それぞれは約180m離れています。
 - 本館には区民生活課、健康福祉課、保護課、分館には地域課、税務課、建設課、総務課、黒埼出張所庁舎に農政商工課が配置されており、区役所の組織（区役所機能）は3箇所に分散しています。
- なお、黒埼出張所庁舎には、区役所の組織とは異なりますが西区農業委員会事務局が設置されています。

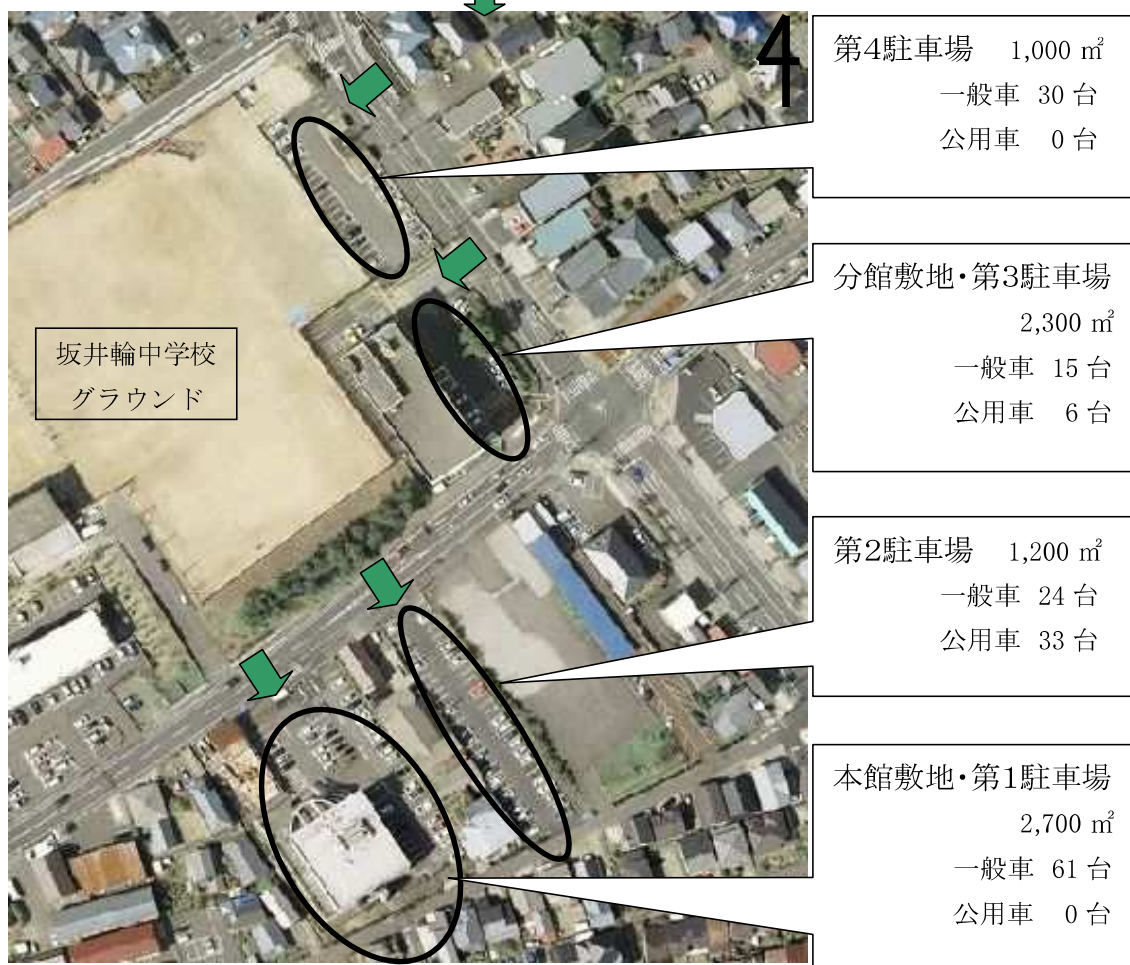
* 区役所各課等の配置

	西区役所本館	西区役所分館	黒崎出張所庁舎
課名 (専用面積)	区民生活課(220 m ²)	地域課(110 m ²)	農政商工課(125 m ²)
	健康福祉課(270 m ²)	税務課(310 m ²)	—
	保護課(80 m ²)	建設課(160 m ²)	—
	—	総務課(100 m ²)	—
会議室 (専用面積)	大会議室(190 m ²) 小会議室(40 m ²) *健康センターと共用	小会議室(40 m ²) 小会議室(30 m ²)	—
待合スペース	130 m ²	—	—

注) 西区農業委員会事務局は黒崎出張所庁舎に設置されています。

② 駐車場の現況

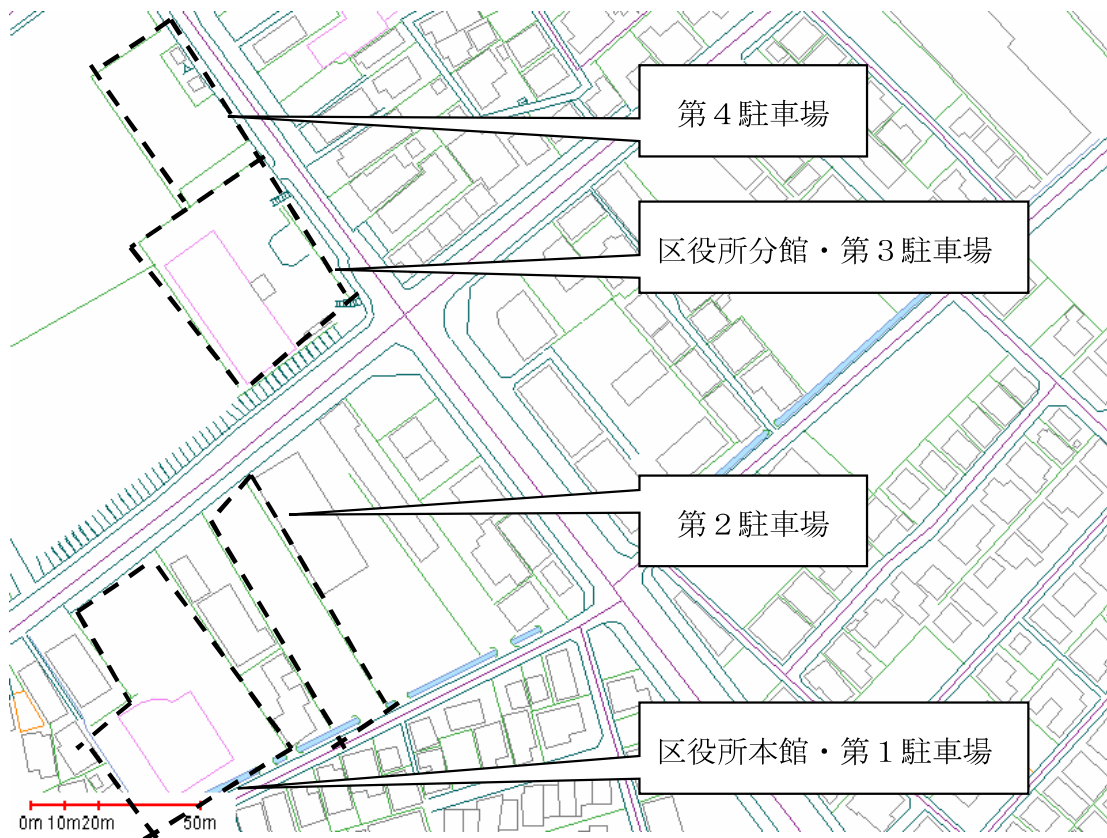
※ ↓印は駐車場への進入口



- 駐車場は、4箇所に分かれており、それぞれが独立した形で配置されています。
- 来庁者用の一般車駐車台数は130台、区役所の公用車駐車台数は39台です。
- 敷地スペースの関係で、第2駐車場と第3駐車場は一般車と公用車で共用しています。

*駐車場の面積及び駐車台数

駐車場名	面積	一般車	公用車
本館敷地・第1駐車場	2,700㎡	61台	—
第2駐車場	1,200㎡	24台	33台
分館敷地・第3駐車場	2,300㎡	15台	6台
第4駐車場	1,000㎡	30台	—
計	7,200㎡	130台	39台



(3) 庁舎等の課題

① 区役所機能が3箇所分散していること

- ◆本館：1階 区民生活課・健康福祉課・保護課
- ◆分館：1階 税務課・建設課 2階 地域課・建設課・総務課
- ◆黒埼出張所：農政商工課

○特に区役所庁舎が本館と分館に分かれていることから、来庁される区民の皆様が目的と異なる庁舎を訪ねられたり、また要件によっては本館・分館ともに行き来しなくてはならない不便が生じています。

② 待合スペース、事務室が狭く、会議室や書庫が少ないこと

- ◆来庁者数の最も多い区民生活課・健康福祉課の待合スペースが狭い。
- ◆全般的に事務室が狭く、また会議室・書庫も少ない。

○待合・相談スペースや事務室が狭いことの最大の問題は、区民の皆さまのご利用する機会が最も多い、本館の区民生活課、健康福祉課の待合・相談スペースがとて狭いことです。

○引越しシーズンの3月、4月や1年を通しての月曜日は特に来庁者が多いため、待合イスに座れずに立ったままお待ちいただいているのが現状です。

③ 駐車場が分散し、台数が不足していること

- ◆駐車場が4箇所に分散
- ◆それぞれが中小規模のため、4箇所合計で来庁者駐車スペースは130台

○駐車場が4箇所に分散しているため、駐車スペースを探しながら、場合によっては複数の駐車場を出入りせざるを得ないといった弊害が出ています。

○公民館や図書館、健康センターなど比較的長時間にわたり利用される方々との併用であることから、慢性的な台数不足という状況にあります。

④ 公民館、図書館が狭いこと

- ◆人口を多く抱える坂井輪地区の生涯学習施設としては狭い。
- ◆ゆとりを持った環境が整っていない。

○公民館や図書館についても床面積が小さく、公民館では講座室などがとりにくい状況です。

○図書館も閲覧室やキッズコーナーの十分な広さが確保できていません。

⑤ 分館の耐震性に問題があること

◆分館は旧耐震基準で建設されており，大規模地震に対する耐震性能が低い。

○耐震診断の結果，分館は「震度6強から震度7程度の大規模地震の振動や衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある」とのことから耐震性能ランクではBランクに判定されています。なお，本館については新耐震基準に基づいて建てられており「危険性」はありません。

(4) 課題解決の基本的な方向

これら5つの課題について、一定の解決を図るための方向を次のように定めます。

◆現在地において本館敷地を拡大し、新館を整備

○課題の①区役所機能が3箇所に分散していること

②待合スペース、事務室が狭く、会議室や書庫が少ないこと

③駐車場が分散し、台数が不足していること

の解決を図ります。

◆分館の耐震補強を行い、全館を公民館、図書館で使用

○課題の④公民館、図書館が狭いこと

⑤分館の耐震性能に問題があること

の解決を図ります。

(5) 現在地で整備する理由

① まちづくり

- ◆西区の人口重心からほど近く、既成市街地のほぼ中心に位置
- ◆寺尾線の全線供用開始によりまちづくりの拠点としての効果
- ◆坂井輪地区公民館との連携による地域のまちづくり活動への支援

○現在地が、西区の人口重心(坂井東小学校付近)から約600メートルとほど近く、既成の市街地のほぼ中心に位置していることとともに、国道402号から西大通を横切り新潟西バイパスの亀貝インターチェンジに至る寺尾線が全線供用され、これにより現在地のまちづくりの拠点としての効果が一層期待されています。

○区役所と坂井輪地区公民館との連携によりまして、地域の皆様のさまざまなまちづくり活動に効果的な支援が可能です。

② 利便性

- ◆JR越後線などの公共交通機関によるアクセスが容易
- ◆旧坂井輪連絡所当時から行政の窓口機関として区民から認知

○JR越後線や路線バスといった公共交通機関によるアクセスが容易であり、旧坂井輪連絡所、旧坂井輪地区事務所が設置されていた場所であることから、多くの区民の皆様にとりまして、行政の窓口機関の場所として親しまれています。

③ 安心・安全

- ◆指定避難所である坂井輪中学校に隣接し、防災機能を有効に発揮

○指定避難所である坂井輪中学校に隣接していることから、災害時において設置する区の対策本部との連携を直接的に行なえるなど、防災機能を有効に発揮できるという利点があります。

④ 環境面

- ◆既存施設の有効活用
- ◆自家用車の依存度を抑えることによる環境負荷低減

○既存建物の改修は必要となりますが、建物をそのまま有効に活用できます。

○公共交通機関の利便性が高く、また既成市街地に位置して周辺住民からは徒歩・自転車などでの利用も可能なことから、郊外の立地に比較して自家用車の依存度を抑え、環境への負荷を低くできます。

⑤ 市民理解

◆自治協議会からの現在地整備を求める要望

○自治協議会の実施した区民アンケートでは「現在地における整備」を選択した答が半数近くにのぼること、これを受けた自治協議会からも現在地整備を求める要望書が提出されていることから、より多くの区民の皆様からご理解をいただける方向です。

⑥ 経費負担

◆既存の用地・施設を有効に活用することにより経費負担が軽減

○現在の敷地や施設を最大限に活用しようという点で、移転整備のような新たに大規模な用地を取得したり、施設整備を行うという必要がないことから、経費負担を軽減できます。

(6) 公民館・図書館の整備内容

① 分館の耐震補強

○平成19年実施の耐震診断では、昭和54年築の分館は「地震の振動や衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある」との結果が出ており、耐震補強を行うことで建物の安心性能の向上と長寿命化を図ります。

② 分館の全体使用

○現在1階と2階を使用している区役所の各部署が移転した後に、分館の内部改修を行い、分館全体を公民館、図書館として使用します。

3 目指す区役所の姿

(1) 区役所のあり方

新しい区役所を整備していくにあたり、次の4つの視点から目指すべき区役所のあり方を考えます。

① 利便性の視点

1つ目は、「利便性」の視点です。区役所は、区民にとって最も身近なところで行政サービスを提供する施設であることから、区民が訪れやすいこと、区民に分かりやすいこと、そして区民が手続きしやすいことが重要です。

年齢や性別、また交通手段などあらゆる要因にかかわらず、区民だれもができるかぎり支障なく来庁でき、また気軽に訪れることができる雰囲気を持っていること、そして目的の窓口や担当課の配置、そこに至る案内の表示などがわかりやすく、初めて区役所に来られた方でも迷わずに用件を済ませられることなど、区民の利便性に配慮された区役所が求められています。

② 区民協働の視点

2つ目は、「区民協働」の視点です。新・新潟市総合計画に掲げている都市像のひとつに「地域と共に育つ、分権型協働都市」があります。これを実現するためには、コミュニティの力を活かして区民と区役所が協働するまちづくりを進めて行く必要があります。

そのためには、まちづくりに区民が主体的な役割を果たし、区の中のことは区民と区役所が協働で取り組み、自主自立的に解決することができる仕組みや、地域の特性を活かし区民自らが考え行動する地域活動を区役所が支援し、連帯感のある心ふれあうまちづくりを進めるうえでの拠点、活動の場となる区役所が求められています。

③ 安心・安全の視点

3つ目は、「安心・安全」の視点です。不特定多数の方が訪れる施設であるため、区民に安心して利用していただける安全な構造を有した区役所であることが大前提です。

また、地震や大雨・大雪などの自然災害に対する地域の防災意識が高まるなかで、実際の災害発生時にはハード面でもソフト面でも防災拠点としての機能を有し、迅速に対応できる区役所が求められています。

④ 環境の視点

最後に4つ目は、「環境」の視点です。近年の地球規模の環境問題には行政が率先して取り組んで行く必要があります。そのためには、環境への負荷が少なくかつ経済的な持続性を持つ区役所が求められています。

(2) 目指す区役所の基本方針

これまで検討されてきた内容や前項の4つの視点をふまえ、目指す区役所の姿について、4つの基本方針を設定します。

- ① 利便性の視点 ⇒ 基本方針1
- ② 区民協働の視点 ⇒ 基本方針2
- ③ 安心・安全の視点 ⇒ 基本方針3
- ④ 環境の視点 ⇒ 基本方針4

基本方針1：区民が親しみやすく快適に利用できる区役所

明るく親しみやすく便利な窓口機能や視覚的にわかりやすく迷うことがないよう気配り・心配りされたフロア構成にし、初めて利用する方や高齢者、障がい者の方など、だれでも気軽に快適に利用できるように、利用者視点にたった区役所を目指します。

基本方針2：区民の自主的なまちづくり活動を支援し区民協働の拠点となる区役所

区民一人ひとり、またさまざまな団体（地域コミュニティ協議会や大学・短大など）とのパートナーシップを強化し、地域のまちづくり活動や課題の解決など区民との協働によって魅力ある西区を創るため、区民交流や区民活動をサポートする地域拠点となる区役所を目指します。

基本方針3：災害等に備える防災拠点機能を持ち、安心・安全を徹底した区役所

災害等への安心・安全を確保し、災害時における地域の防災拠点としての位置づけを十分に踏まえた区役所を目指します。また、個人情報や行政情報の適切な管理と不正侵入などを防ぐ総合的なセキュリティを備えた、安心して利用できる区役所を目指します。

基本方針4：環境に配慮し、時代の変化に柔軟に対応した、経済的で長寿命の区役所

新潟市環境基本計画に基づき、「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」を目指す取り組みを一層推進するため、地球環境に積極的に貢献し、環境への負荷が少ない区役所を目指します。また、将来の社会や経済などの変化に伴う行政需要に柔軟に対応可能で、経済性に十分配慮した、可能な限り長く利用できる区役所を目指します。

(3) 基本方針を達成するための具体的な方策

前項の4つの基本方針を達成するため、区役所の庁舎や駐車場などの施設の具体的な方策は次のとおりです。

基本方針1：区民が親しみやすく快適に利用できる区役所

- ア さまざまな相談や手続きにすばやく対応できる庁舎
- ・ 区民のさまざまな相談や手続きに、よりわかりやすくスムーズに目的を達していただけるようワンストップサービスの導入を図り、区民が利用しやすい窓口となる庁舎とします。
 - ・ 来庁者が適切に目的の窓口に行けるように、メインフロアには「さわやかコンシェルジュ(窓口案内人)」を配置し、来庁者への案内や来庁者からの問い合わせに対応するため、コンシェルジュデスクを設置します。
 - ・ 職員がすばやく来庁者対応ができるよう、執務スペースから待合ロビーの見通しがよいオープンフロアを基本とし、出入りがしやすいカウンターなどを設置します。
- イ 明るく便利でだれもがわかりやすい庁舎
- ・ 初めて訪れた区民の方にも、安心して利用できるよう、明るくさわやかな色調、施設配置や空間構成を心がけ、親しみやすい区役所イメージを向上させる庁舎とします。
 - ・ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの視点にたった庁舎とします。
初めての人や外国人にも感覚で理解できるよう視覚的にわかりやすい案内板や内装や通路のカラー、ピクトグラム(絵文字などの視覚記号)などによって、わかりやすい庁舎とします。
 - ・ 乳幼児を連れた人が安心して来庁できるように、授乳室を配置し、おむつ台なども配置します。
- ウ 快適で親しみやすく気軽に利用しやすい庁舎
- ・ 既存の現本館及び周辺地域との調和のとれた庁舎とします。
 - ・ 窓口の混雑時でも、ストレスを感じさせない十分な広さと機能を備えた快適な待合ロビーを整備します。
 - ・ 乳幼児や小さな子ども連れの区民が利用しやすいようキッズコーナーを設置します。
 - ・ 区民が、市からのお知らせや募集、イベント告知などを簡単にわかりやすく入手できるよう区政情報コーナーを拡充します。また、市政・区政をホームページから閲覧できるようネットパソコンを配置します。
- エ 利用者のプライバシーの保護に配慮した庁舎
- ・ 利用者動線や視線、遮音性に配慮します。
 - ・ 窓口カウンターでのプライバシーの保護に配慮した設備とします。
 - ・ 長時間の説明、相談や、プライバシー保護が必要とされる対応のために、個別相談室を設置します。
- オ 健康に配慮した庁舎
- ・ シックハウス対策など健康に配慮した材料を採用します。
 - ・ 騒音の発生元になる機械室や駐車場などを適切に配置し近隣の静粛性を確保します。

基本方針 2 : 区民の自主的なまちづくり活動を支援し区民協働の拠点となる区役所

ア 区民との協働の場となる庁舎

- ・ 地域コミュニティ協議会や大学・短大などの学術機関などと行政との協働によるまちづくり活動にも使用できる多目的スペースを配置します。
- ・ 区民の皆様が気軽に区役所に訪れ、担当課とまちづくり活動についての相談や打ち合わせができるスペースを確保します。

イ 区民の交流スペースとなる庁舎

- ・ イベント告知やボランティア募集など、まちづくり活動に必要な情報を提供するスペースを確保します。
- ・ ロビー（休憩スペース）に、区民の文化活動などを支援するギャラリー（展示スペース）を設置します。

ウ 区の一体感づくりの拠点となる庁舎

- ・ 西区全体の拠点にふさわしいオリジナリティにあふれたシンボリックな庁舎とします。
- ・ 広い区域を持つ西区は、各地区それぞれに古くからの伝統や特色がありますが、西区としての一体感をつくるため、これらを紹介するスペースを確保します。

エ 坂井輪地区公民館との連携による地域との協働を推進する庁舎

- ・ 区役所庁舎が坂井輪地区公民館に近接し相互に連絡が容易なことから、地域の活動拠点となっている同公民館と連携を深め、より効果的に地域と行政の協働を推進します。

基本方針 3 : 災害等に備える防災拠点機能を持ち、安心・安全を徹底した区役所

ア 災害時に迅速に対応できる防災・災害復興の拠点機能をもつ庁舎

- ・ 災害時には庁舎内に災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握、救援活動や復旧活動の的確な指揮、避難所や関係機関との連絡調整などが行える防災拠点機能をもつ庁舎とします。
- ・ 災害時に必要な食料、生活必需品などを保管するための備蓄倉庫を設置します。

イ 災害等への安心・安全を確保した庁舎

- ・ 建物自体の耐震性能に加えて、自家発電システムなどバックアップ機能、ライフラインの維持を図ります。
- ・ 大規模な地震が発生した際に施設内の利用者の安全を確保できる建物であることに加え、被災後も庁舎、設備の大規模な補修を行うことなく使用できる建物の強度を確保します。
- ・ 大規模な水害に対応できるよう、設備の十分な防水性能を確保します。

ウ 総合的なセキュリティを確保した庁舎

- ・ 市民の大切な個人情報や機密情報データを守るため、情報管理を徹底した庁舎とし、総合的な情報セキュリティを確立します。
- ・ 外部からの不正侵入防止に配慮した施設とします。

基本方針 4：環境に配慮し、時代の変化に柔軟に対応した、経済的で長寿命の区役所

ア 地球環境に配慮した庁舎

- ・ 「夕日」をシンボルとする自然環境の豊かな西区の特徴を活かし、自然と共存し環境に配慮した庁舎とするため、太陽光や風力発電など自然エネルギーの活用など、省エネルギーに配慮してCO₂の排出を削減します。
- ・ 自然採光の利用、建物の断熱性の向上、熱効率の優れた設備の導入などにより、光熱費の抑制をはかります。
- ・ 自然材料やリサイクルが可能な材料など環境への負荷が低い材料を採用します。

イ 経済的で長寿命な庁舎

- ・ 既存の西区役所本館をそのまま区役所、健康センターとして利用し、新庁舎を併設をすることにより、建設コストを削減します。
- ・ 将来の行政需要の変化や設備の更新に柔軟に対応できるよう、施設配置にできるだけゆとりを持ち、適切な階高、積載荷重の設定を行い、長期間の使用に耐える庁舎とします。
- ・ 当初の建設費だけでなく、建物竣工後に大規模な修繕が最小限になるように、建築・設備の更新、修繕が容易な庁舎とし、ライフサイクルコスト[※]を低減します。

ウ 敷地内緑化を推進した庁舎

- ・ 敷地内の緑化に努め、景観にうるおいを与えて区民に親しまれる緑の拠点づくりをするとともに、地球環境に貢献する庁舎とします。
- ・ 庁舎の屋上や壁面など、利用できるスペースをできるかぎり緑化することにより、建物の表情に変化を与え、訪れる人々の気持ちを和らげる庁舎とします。

エ 効率的な行政経営を行い、区民満足度を向上させる庁舎

- ・ 区民が多く来庁するフロアは区民のニーズや業務の変化に柔軟に対応できるオープンフロアを基本とします。
- ・ 関連する課や職員間のコミュニケーションがより図れるよう、移動しやすい動線や少人数の打ち合わせや作業にも使用できる柔軟な職務環境を整備することにより、行政能率を上げ、区民サービスの向上につながる庁舎とします。
- ・ 日常に必要な打ち合わせスペースに加え、区民を交えた会議や市民が利用できるスペースを設置します。
- ・ 税申告や期日前投票など、一時的に発生する多量の区民対応業務に対応したゆりのある多目的スペースを設置することによって、空間的に窮屈なストレスを感じない庁舎とします。

※ ライフサイクルコスト：建物の維持管理に必要な長期間にわたる費用

4 施設計画

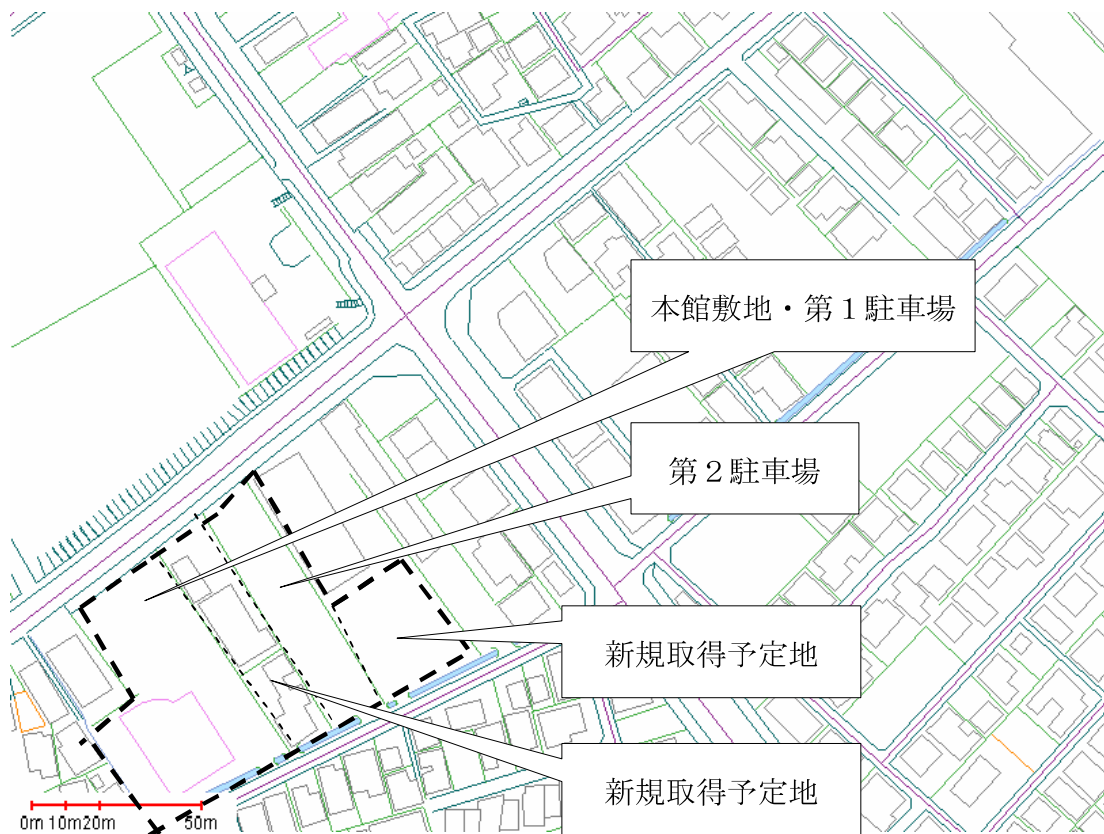
(1) 区役所の全体規模

ア 敷地の拡大

現在、本館敷地、第1・第2駐車場を合わせて3,900㎡のところ、本館に隣接した土地の取得などにより6,200㎡の敷地を確保します。

単位：㎡

現 状		→	整備案	
	面 積			面 積
本館敷地・第1駐車場	2,700	→	本館敷地・第1駐車場	2,700
第2駐車場	1,200		第2駐車場	1,200
			新規取得予定地	2,300
本 館 計	3,900		本館・新館 計	6,200



イ 新館の整備

現在、本館・分館・黒埼出張所に分かれている区役所の総床面積は、2,500㎡です。

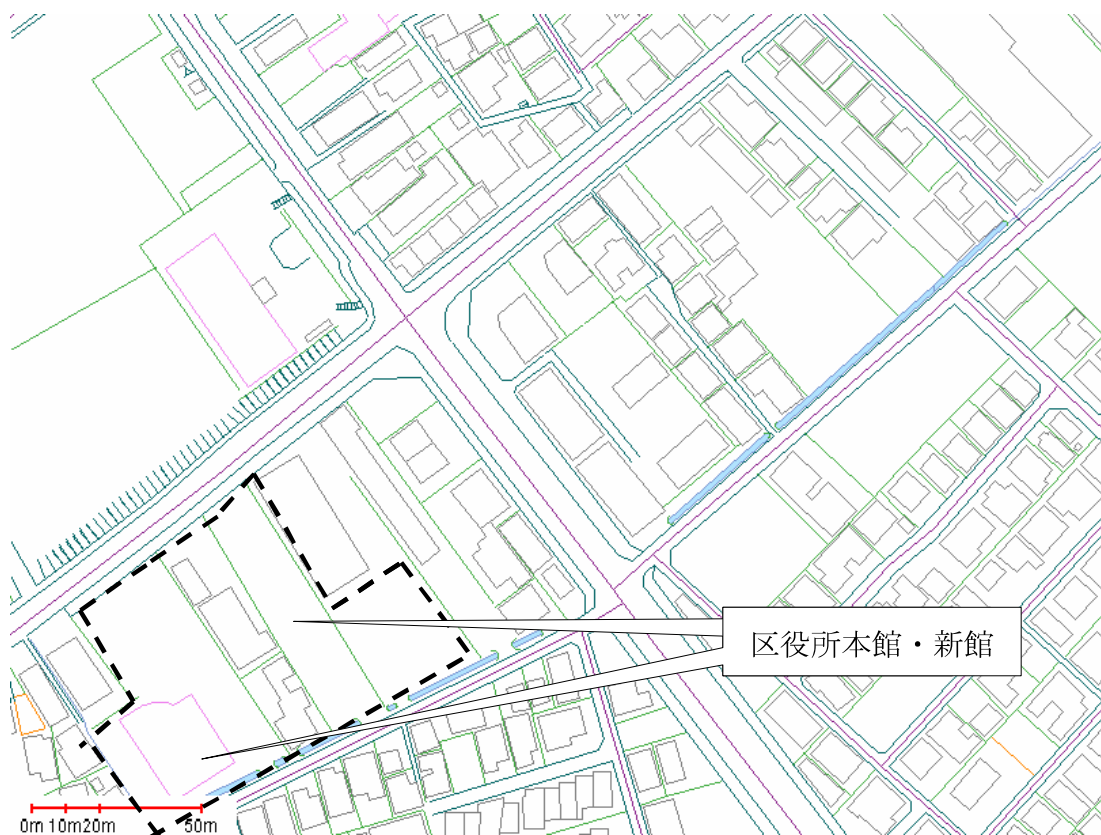
新たな区役所には、今後の超高齢社会に対応した福祉サービスの一層の充実を図るために、西区社会福祉協議会のスペースを確保することとします。また、西区農業委員会事務局も農政商工課との農業行政での関連により黒埼出張所庁舎から移設いたします。

これにより新しい区役所に必要な床面積は、総務省地方債同意等基準に定める標準面積に基づく算定により、4,800㎡を想定します。

なお、既存の本館1階部分の800㎡は、区役所スペースとして活用し、新たに新館4,000㎡を整備することとします。

単位：㎡

現 状		→	整備案	
	面 積			面 積
本館1階	800		本館1階	800
分館1階・2階	1,600		新館	4,000
黒埼出張所	100			
合 計	2,500		合 計	4,800



(2) 駐車場・駐輪場の規模

ア 来庁者用駐車場

現在、本館敷地・第1駐車場、第2駐車場で118台（一般車85台、公用車33台）分の駐車スペースがありますが、新館への来庁者や現本館における駐車場の利用状況及び分館の公民館・図書館利用などに配慮し、本館と新館の敷地に来庁者用駐車場として140台を設けます。

イ 公用車用駐車場

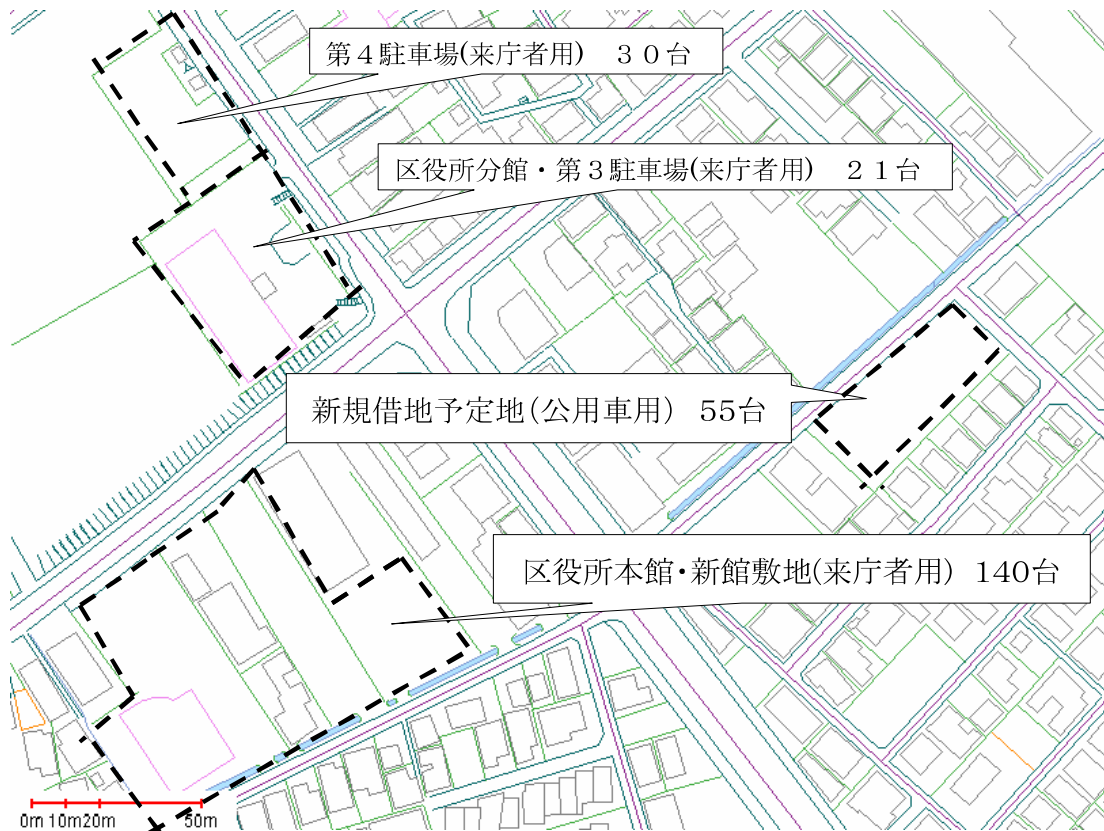
現状において、慢性的に駐車場が不足していることから、区役所敷地とは別に近隣の土地を借用し、これまで分館敷地・第3駐車場に停めていた公用車を含め、55台の公用車専用駐車場を確保することとし、これにより来庁者の利用できる収容台数を拡大します。

単位：台

現 状			整備案		
	一般車	公用車		一般車	公用車
本館敷地・第1駐車場	61		本館敷地・第1駐車場		
第2駐車場	24	33	第2駐車場	140	
			新規取得予定地		
本館小計	85	33	本館・新館小計	140	
分館敷地・第3駐車場	15	6	分館敷地・第3駐車場	21	
第4駐車場	30		第4駐車場	30	
分館小計	45	6	分館小計	51	
合計	130	39	合計	191	
			新規借地予定地		55

ウ 駐輪場

駐輪場の利用状況に配慮し、十分な台数を止められる駐輪場を確保します。



(3) 敷地利用計画

敷地利用に関して、周辺地域の交通や生活環境に負担がかからないよう配慮するとともに、利用者がどのような交通手段を使用してもわかりやすく安全に利用できるようユニバーサルデザインを実践した配置とします。

また、親しみやすい区役所とするため敷地内に緑地帯などをできるかぎり設置し、周辺地域や既存施設との調和のとれた配置とします。

ア 施設配置の法的規制等による条件整理

(ア) 用途地域・容積率・建ぺい率

- ◆用途地域 第一種住居地域
- ◆容積率 200%
- ◆建ぺい率 60%

イ 施設配置計画

(ア) 新館の配置

- ・ 新館は、既存の現本館との行き来を十分配慮し、利用者がわかりやすく移動できる配置とします。
- ・ 周辺に住んでおられる皆様に圧迫感を与えないよう施設配置に配慮するとともに、防音、プライバシーの保護を図ります。
- ・ 敷地内の歩行者、自転車、自動車の動線を整理し、全ての来庁者が安全に移動できるよう配置します。
- ・ 新館へのアプローチは、歩行者・自転車が安心して移動できる見通しが良い空間を確保します。
- ・ 高齢者の方や車椅子を利用される方のアプローチに対応するため、段差を解消するとともに十分な幅員を確保し、わかりやすい案内誘導を適切な箇所に表示するなど、ユニバーサルデザインを実践します。
- ・ 限られた敷地面積の中で、十分な駐車スペースを確保するため、効果的な施設配置とします。

(イ) 駐車場・駐輪場の配置

- ・ 駐車場出入口は、坂井輪公民館前十字路との距離に十分配慮し、周辺道路の交通に負担がかからない配置とします。
- ・ 出入口の位置や動線などに配慮し、敷地内で渋滞が起きにくい配置とします。
- ・ 敷地内で立往生などが発生しないように、できるかぎり行き止まりを作らず回遊性を持つ配置とします。
- ・ 出入りがしやすく駐・停車に迷わない駐車場とします。
- ・ 災害時の対応や休日などにイベント開催ができるよう、多目的に利用可能なスペースと常時駐車するスペースの区分、安全な動線を確保します。
- ・ 入庫、出庫及びタクシーの出入り・停車などで渋滞が起きないような動線を確保します。
- ・ 歩行にご不自由のある高齢者、障がい者などの皆様の移動に配慮した、安全な障がい者用駐車場を配置します。
- ・ 駐輪場は、道路から駐輪場を経て施設出入口に至るまで合理的な動線の設定に配慮します。

(ウ) 緑地帯の配置

- ・ 周辺地域との景観と防犯や安全面の観点から、敷地内には見通しが良く歩行者や自動車の動線に配慮した緑地帯を設置します。
- ・ 親しみやすい区役所庁舎とするため、緑、花などにより潤いのある空間配置とします。

(4) 庁舎内の各部署の配置

各部署の配置にあたっては、区民の利用頻度及び利用者の属性、それぞれの部署の業務のつながりに十分考慮する必要があります。

区民による利用が多い部署や、区民の交流スペースなどは現本館の1階フロア及び新館の1階フロアに、それ以外の部署は新館の2階フロア以上に配置することを基本に、どなたにもわかりやすく、利用しやすい庁舎とします。また、地震などの非常時に大勢の利用者が速やかにかつ安全に避難できる動線を確保した庁舎とします。

ア 1階フロア

1階フロアには区民の利用が多い部署を中心に配置するとともに、利用者の動線にも十分配慮することで区民の利便性の高い配置とします。

イ 2階フロア以上

2階から上のフロアには比較的区民の利用が少ない部署、個人等のプライバシーに関わる相談などを行う部署、区の防災機能や企画、管理業務を担う部署を配置します。また災害時にも防災拠点として効率的に機能する配置とします。

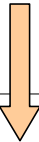


5 事業費と事業スケジュール

(1) 概算事業費

○約20億円

○事業費は本市や他市の事例をもとに上記の概算額を想定していますが、そのなかで大きなウェートを占める建設工事費や既存建物改修工事費については今後、基本設計、実施設計を進めるなかで規模や仕様などを十分に検討、精査して縮減を図ります。

(2) 想定事業スケジュール

H23年度	○基本設計・実施設計 
H24年度	○建設工事着手 
H25年度	○移転、開庁 ○分館改修工事 
H26年度	○分館全館を公民館、図書館にて 使用開始

○平成23年度は、この基本計画をもとに基本設計・実施設計を行います。

○平成24年度は、発注準備や契約事務が整い次第、下半期から建設工事に着手します。

○平成25年度は、秋頃に工事を完了させ、年度内での移転、開庁を目指します。

○分館の公民館・図書館の具体的な整備方策については、平成23年度以降に検討に入ります。